一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　山梨県南巨摩郡身延町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、身延町（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
　1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　　身延町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、身延町（次の図に示す部分に限る。）
　2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年一月八日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　山梨県南巨摩郡富士川町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、富士川町（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
　1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　　富士川町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、富士川町（次の図に示す部分に限る。）
　2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年一月八日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　山梨県都留市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
　1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　　都留市（次の図に示す部分に限る。）
　2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年一月八日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　山梨県都留市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
　1　主伐は、択伐による。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の事業計画の変更の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年一月八日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構
二　事業施行期間　平成六年九月八日から平成三十一年三月三十一日まで
三　施行地区　大阪府茨木市大字粟生間谷及び粟生間谷東三丁目の全部並びに大字粟生岩阪、大字宿久庄、大字清水、宿久庄七丁目及び大字佐保の各一部、大阪府箕面市大字粟生岩阪及び大字宿久庄の全部並びに大字粟生間谷、粟生間谷東三丁目、粟生間谷東四丁目、粟生間谷東六丁目及び粟生間谷東八丁目の各一部
四　土地区画整理事業の名称　北部大阪都市計画事業国際文化公園都市特定土地区画整理事業
五　事務所の所在地　大阪府箕面市小野原東六丁目二番一号
六　事業計画の認可の年月日　平成六年九月八日
七　事業計画の変更（第六回）の認可の年月日　平成二十六年一月八日

○国土交通省告示第十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、法第三十三条の規定に基づきあわせて告示する。

平成二十六年一月八日

国土交通大臣　太田　昭宏

第1　起業者の名称　国土交通大臣
第2　事業の種類　一般国道414号改築工事（伊豆縦貫自動車道「天城北道路」・静岡県伊豆市佐野字日沢地内から同市月ヶ瀬字毛勝原地内まで）
第3　起業地
1　収用の部分　静岡県伊豆市佐野字日沢及び字月ヶ洞、雲金字大峯、字山田、字畑及び字南米沢、矢熊字木戸山、字株木山、字舞台、字北ノ前、字洞ノ峯、字仲ノ沢、字皆沢、字榎上、字戊ノ畑、字仲村、字芝山、字伊東道、字船久保及び字宮ノ前、田沢字船川原並びに月ヶ瀬字内街道、字毛勝原及び字餞戸地内
2　使用の部分　静岡県伊豆市佐野字日沢、字月ヶ洞、字美比津、字小山口、字大久保及び字奥野、雲金字大峯、字山田、字畑及び字南米沢、矢熊字南米沢、字木戸山及び字株木山並びに月ヶ瀬字毛勝原及び字餞戸地内
第4　事業の認定をした理由
　申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。
1　法第20条第1号の要件への適合性
　申請に係る事業は、静岡県伊豆市大平字畑地内の大平インターチェンジから同市月ヶ瀬字毛勝原地内の天城湯ヶ島インターチェンジ（仮称）までの延長5.1kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道414号改築工事（伊豆縦貫自動車道「天城北道路」）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。
　本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。
　したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
2　法第20条第2号の要件への適合性
　一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、また、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間外の区間であるが、国土交通大臣は、同法第27条の規定により道路管理者の権限を代行していることなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。
　したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。